

令和5年度美里町監査計画

令和5年4月3日

美里町監査委員

令和5年度における監査、審査、検査（以下「監査等」という。）について、美里町監査基準第7条に基づき、次のとおり監査計画を定める。

1 目的

監査等は、町の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、町民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査等の種類

監査等の種類は次のとおりとする。

(1) 財務監査

① 定期監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として実施する。

② 随時監査

必要と認めるとき、定期監査に準じて実施する。

(2) 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として実施する。

(3) 財政援助団体等監査

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼として実施する。

(4) 決算審査

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかを主眼として実施する。

(5) 例月出納検査

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているかを主眼として実施する。

(6) 基金運用審査

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

(7) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかを主眼として実施する。

3 監査等の対象及び時期

監査等の対象及び実施時期は次のとおりとする。

(1) 財務監査

① 定期監査

実施時期	対象
10月、2月	財務に関する事務又は経営に係る事業の管理 (全課)

② 随時監査

実施時期	対象
5月	事務事業の執行に係る工事 (前年度の100万円以上の工事請負費)
例月出納検査実施日	財務に関する事務又は経営に係る事業の管理 (1課抽出して実施)

(2) 行政監査

必要に応じて財務監査と一体的に実施する。

(3) 財政援助団体等監査

実施時期	対象
6月	財政援助を与えている団体及び公の施設の指定管理者の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行 (書類審査)
11月	財政援助を与えている団体及び公の施設の指定管理者の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行 (数団体抽出して監査を実施)

(4) 決算審査

実施時期	対象
6月、7月	決算その他関係書類 (全課)

(5) 例月出納検査

実施時期	対象
毎月25日	会計管理者等の現金の出納 (会計課、下水道課、南郷病院、水道事業所)

(6) 基金運用審査

実施時期	対象
6月、7月	定額の資金を運用するための基金の運用状況 (防災管財課、町民生活課)

(7) 健全化判断比率等審査

実施時期	対象
8月	健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項 (企画財政課)

4 監査等の実施体制

監査等は、監査委員2名と書記1名の体制を基本として実施する。